

一般事業主行動計画

1. 計画期間

令和8年2月1日～令和10年1月31日（2年間）

2. 目標

(1) 計画期間内に、配偶者が出産した男性従業員のうち、30%以上が育児休業または出生時育児休業を取得することを目標とする。

(2) 育児と仕事の両立を支援するため、学校行事参加休暇制度、両親学級参加休暇、法を上回る育児休暇制度、子連れ出勤制度（帯同型）を整備し、従業員が制度を利用しやすい職場環境の整備を図る。

3. 取組内容および実施時期

実施時期	取組内容
令和8年2月～	就業規則および育児・介護休業規程改定内容の社内周知を行う。 学校行事参加休暇制度、病気治療休暇制度、子連れ出勤制度、育児休業および出生時育児休業の利用方法を周知する。
令和8年3月～	配偶者の妊娠・出産予定がある男性従業員に対し、育児休業および出生時育児休業に関する個別案内・相談対応を行う。
令和8年4月～	男性従業員の育児参加を促進するため、育児中であることを考慮した業務配分やチーム内でのフォロー体制の整備を進める。
令和9年1月～	各制度の利用状況を確認し、課題を整理する。
令和9年2月～	制度運用の見直しおよび追加周知を行う。
令和10年1月	計画期間中の取組結果を取りまとめ、社内に共有する。